

経 済 産 業 省

20190318貿局第1号
輸出注意事項2019第11号

包括許可取扱要領の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成31年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年5月16日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成１７年２月２５日付け平成１７・０２・２３貿局第１号・輸出注意事項１７第７号）

改 正 後		現 行	
「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号）別表第１の別紙の注抜粋）		「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号）別表第１の別紙の注抜粋）	
仕向地及び 提供地 国・地域名	(略)	仕向地及び 提供地 国・地域名	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>エスワティニ</u>	(略)	<u>エスワティニ王国</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>カーボベルデ</u>	(略)	<u>カーボヴェルデ</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>セントクリストファー・ ネービス</u>	(略)	<u>セントクリストファー・ ネーヴィス</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)